

信用金庫のキャッシュカード・通帳等の紛失・盗難、偽造・変造による不正出金の損害を補償 損害保険代理店業務

キャッシュカード・通帳による不正出金やインターネットバンキングサービスの不正利用による損害を補償するものです。OSSが代表して契約・とりまとめを行うことにより保険料の割引が適用されます。

特長

しんきんネットカード総合補償制度 (クレジットカード盗難保険+デビットカード補償特約+デビットカード偽造・変造補償特約)

- キャッシュカードが盗難(盗取・詐取および横領)・紛失または偽造・変造されたことにより、他人に不正出金された、あるいは喝取されたことにより被った損害を補償します。
- ICキャッシュカード発行金庫に対する保険料の割引適用があります。

信用金庫通帳盗難保険制度 (クレジットカード盗難保険+預貯金通帳補償特約+預貯金通帳偽造・変造補償特約)

- 通帳が盗難(盗取・詐取および横領)・紛失または偽造・変造されたことにより、他人に不正出金された、あるいは喝取されたことにより被った損害を補償します。

しんきんインターネットバンキング保険制度 (クレジットカード盗難保険+インターネットバンキング補償特約)

- インターネットバンキングサービス(モバイルバンキングサービス、テレホンバンキングサービスを含む)を利用した資金移動サービスにおいて、顧客情報(ID、パスワード等)または端末機(パソコン、携帯電話等)が盗難され、または紛失し、不正出金されたことにより被った損害を補償します。

お知らせ

当代理店は、保険商品その他金融商品の販売等の勧誘に際し、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき次のとおり勧誘方針を定めていますことをご案内いたします。

勧誘方針

1. 保険商品その他金融商品の販売等に当たっては、各種法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
 - 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令を遵守いたします。
 - お客さまにご理解いただける適切な勧誘を行えるよう、自己研鑽に励み、商品知識等の修得に努めます。
2. お客さまが適切な保険商品その他金融商品を選択できるよう常に努力してまいります。
 - お客さまの保険商品その他金融商品に関する知識、ご購入経験、財産状況およびご契約締結の目的等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明に努めます。
 - お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合におきましては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努めます。
3. 保険商品その他金融商品の販売等に際しては、お客さまの立場に立ってお客さま本位の勧誘に努めてまいります。
 - お客さまへの勧誘に際しては、お客さまの意向に沿って、ご無理のない時間、場所等十分な配慮に努めます。
 - お客さまからの様々なご意見等の収集に努め、保険商品その他金融商品の販売等に反映していくよう常に努力します。
4. 保険事故発生に際しては、お客さまのために適正、円滑な手続きを支援してまいります。
 - 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のご請求手続きに際し、迅速かつ的確に処理するよう努めます。
 - 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険商品その他金融商品の販売等を行うよう常に努力してまいります。

なお、お客さまに関する情報は適正に取り扱い、プライバシーの保護を図ります。

《代理店名・問合せ窓口》
しんきん大阪システムサービス株式会社